官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（五六）　二
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（五七）　三六
○公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（五八）　三六
○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律（五九）　三〇
○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（六〇）　三五
○防災庁設置法（六一）　三八
○防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（六二）　四一

〔政　令〕
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二七）　四四
○電波法関係手数料令の一部を改正する政令（一二八）　四四
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（一二九）　四五

〔条　約〕
○日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定（一六）　四五

〔府　令〕
○投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　四六

〔省　令〕
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　四七

〔法規的告示〕
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府八一）　四八
○委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件（総務二六四）　四八

〔その他告示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三一）　四八
○日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二三八）　四九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一〇〇三～一〇一四）　五〇
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二四）　五〇

〔官庁報告〕
官庁事項
受託中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（経済産業省）　五六

〔公　告〕
諸事項
官庁　五六
公示送達関係　五六
裁判所　五六
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等　五七
独立行政法人都市再生機構、地方公共団体情報システム機構令和七年度財務諸表、阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五七
地方公共団体　五九
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五九
会社その他　六〇
会社決算公告　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五十六号）（個人情報保護委員会）

第１　個人情報の保護に関する法律の一部改正

１　定義

(1)　「連絡可能個人関連情報」とは、特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる個人関連情報をいうものとする。（第二条第八項関係）

(2)　「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいうものとする。（第二条第十三項関係）

(3)　「特定生体個人情報」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものが含まれる個人情報をいうものとする。（第十六条第五項関係）

(4)　「学術研究機関等」は、病院その他の医療の提供を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が含まれるものとする。（第十六条第九項関係）

２　個人情報取扱事業者等の義務等

(1)　個人情報取扱事業者は、人の生命等の保護のために必要がある場合及び公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合については、本人の同意を得ることが困難であるときのみならず、本人の同意を得ないこと